

八千代市告示第21号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

(なお、この告示は、平成22年2月24日から効力を生ずる。)

平成22年2月22日

八千代市長 豊田俊郎

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
島田	桑納道	島田	永津	1, 432の1の内 1, 433の1の内 1 , 434の1の内 1, 435の1の内 1, 436の1の内 1, 437の1の内 1, 4 38の内~1, 447の内 1, 448の1の 内 1, 448の2の内 1, 449の内 1 , 450の内
	草刈道			1, 479~1, 488 1, 489の1 1 , 490の1 1, 491の1 1, 492の 1 1, 493の1 1, 502の1 1, 5 03の1 1, 504の1 1, 505の1 1, 506の1 1, 507の1 1, 508 ~1, 516 1, 517の1 1, 517の 2 1, 518 1, 519の1~1, 519 の3 1, 479、1, 484から1, 488 の地先の道路、水路である公有地の全部 1, 489の1の地先の道路、水路である公有地の 一部 1, 502の1、1, 503の1、1, 504の1、1, 505の1、1, 506の1 、1, 507の1、1, 508~1, 516、 1, 517の2、1, 518、1, 519の1 の地先の道路、水路である公有地の全部
			押出	1, 627の内 1, 628の1の内 1, 6 64の内~1, 671の内 1, 673の内 1, 674の1の内 1, 674の2の内 1 , 664の地先の水路である公有地の一部 1 , 674の2の地先の道路、水路である公有地 の一部
	二番塙			1, 748の内 1, 749~1, 775 1 , 776の1 1, 776の2 1, 777~ 1, 780 1, 781の内 1, 782の内

1, 783～1, 785 1, 786の内～  
1, 790の内 1, 791 1, 792 1  
, 793の内～1, 796の内 1, 797の  
1の内 1, 797の1の地先の水路である公  
有地の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

上記の土地の表示は、平成20年5月29日現在の登記事項証明書によるもの  
である。